

地価公示の予算の確保等に関する決議（案）

地価公示は、公正・客観的な地価を示すものとして不動産取引の重要な指標であるとともに、不動産鑑定評価の規準、相続税・固定資産税評価の基準等として活用されており、地価情報インフラの根幹として、国民生活や経済活動に大きな影響を与えており、極めて重大な役割を担っている。地価公示の地点数は、本議員連盟の決議を踏まえ、平成二十九年地価公示から二六、〇〇〇地点に回復し、また令和三年の地価公示から、本議員連盟勉強会の提言を受け、きめ細かに多くの地点の地価動向を把握する新しい仕組みを試行しているところである。

新型コロナウイルス感染症の影響で弱含んでいた地価については、ウイズコロナの下、コロナ前までの回復傾向が顕著であり、引き続き注視が必要であるところ、国民の生活と雇用を守り、事業を継続し、経済の回復につながる政策を講じる上で、地価動向をきめ細かに把握する必要性は増しており、地価公示制度の重要性が格段に高まっている。

一方、制度の担い手である鑑定評価員の数は年々減少し、高齢化も進んでいる状況にあり、近い将来、地価公示制度の担い手の確保が困難になると危惧される。そのため、担い手を確保する観点から、不動産鑑定士の処遇改善を急ぐべきである。

地価公示が地価情報インフラの根幹としての役割を着実に果たすため、本議員連盟は、以下、決議する。

記

- 一 地価公示について、必要な地点数（二六、〇〇〇地点）を維持しながら、鑑定評価料の引き上げに向けて取り組むこと。
- 一 地価公示の分科会活動等の運営経費について、地価公示の精度の確保に不可欠な水準を維持すること。
- 一 不動産鑑定士の将来の担い手を確保する観点から、必要な施策を講ずること。また、都道府県地価調査、相続税路線価評価、固定資産税評価、公共用地の取得に伴う鑑定評価、競売評価等の他の公的な鑑定評価についても、鑑定評価料の引き上げに向けて取り組むこと。

令和五年五月一七日

不動産鑑定士制度推進議員連盟

会長 加藤 勝信